

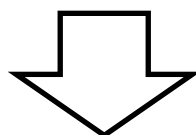
産廃プラスチック類焼却要請（環境省）に対する行政の考え方

環境省通知（令和元年5月20日付） 抜粋

「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」

第八 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

廃棄物処理法第11条2項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたいこと。



令和元年6月市議会定例会 市長提案説明 抜粋

全国的に見ますと産業廃棄物として排出されたプラスチックごみは、中国をはじめとする外国政府の輸入禁止措置により、国内での処理が追いつかず、環境省は都道府県を通じて市町村に対し緊急避難措置として、必要な間、自治体が保有するごみ焼却施設での処理を要請する事態となりました。

当市に対しましても同様の要請がありましたが、庁内で検討を重ねた結果、ごみの分別において、プラスチックごみは燃やせるごみとして処理していない現状等を踏まえ、国の要請を受け入れることは困難であると判断したところであります。

広域連合および上田市の考え方一般廃棄物の処理方針

- ・ ①発生抑制・②再利用・③再生利用の3Rを最優先とし、焼却はあくまでもやむを得ず行う第4の手段と位置づけている。
- ・ ごみの分別の周知徹底を図り、焼却するごみを最小限にするべく取り組んでいる。

- ・ 以上のことから、環境省の要請はあるが、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類は受入れない。